

# 宇治市地域防災計画（改定初案）について

## 1. 主な改定項目

- (1) 要配慮者利用施設の報告義務の追記及び対象施設の見直し
- (2) 避難情報の発令基準の改定
- (3) 避難行動要支援者の個別避難計画作成の追記
- (4) 指定避難所の拡充
- (5) その他時点修正等

## 2. 改定の概要

### (1) 要配慮者利用施設の報告義務の追記及び対象施設の見直し

【一般対策編第2編第2章第1節、第4節】  
【資料編資料2-7】

洪水浸水想定区域及び土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設では、これまで避難確保計画の作成（変更も含む）及びその報告並びに避難訓練実施が義務化されているが、水防法及び土砂災害防止法の改正（令和3年7月15日施行）に伴い、新たに市長への訓練実施報告の義務化と、それらの報告に対し市長は必要に応じて助言・勧告を行うことができることを追記する。

また、併せて通院が原則であると見込まれる診療所及び歯科診療所は実態に応じて削除するなど、対象施設の見直しを行う。

### (2) 避難情報の発令基準の改定

【一般対策編第3編第11章第1節】  
【資料編資料2-47、2-48、2-53】

災害対策基本法の改正（令和3年5月20日施行）に伴い、避難情報の避難勧告と避難指示（緊急）が避難指示に一本化されたことから、避難指示の発令は、これまでの避難勧告の発令基準で発令する。また、「避難情報に関するガイドライン」に合わせて避難情報を修正する。



**(3) 避難行動要支援者の個別避難計画作成の追記****【一般対策編第3編第13章第4節】****【震災対策編第3編第11章第4節】**

災害対策基本法の改正（令和3年5月20日施行）に伴い、避難行動要支援者の個別避難計画の作成について、市町村の努力義務とされたことから、新たに文言を追記する。

**(4) 指定避難所の拡充****【資料編資料1-2】**

令和3年8月21日にオープンした『お茶と宇治のまち交流館（お茶と宇治のまち歴史公園）』を指定避難所（土砂災害、地震を想定）として新たに指定する。

地区班	開設 順位	施設名	収容人数		所在地	備考	洪水時 避難所	土砂災 区域
			施設分	空地				
南部小	3	お茶と宇治のまち交流館（お茶と宇治のまち歴史公園）	63	873	菟道丸山203-1			

**(5) その他時点修正等****【一般対策編第4編第2章第10節】****【震災対策編第4編第2章第13節】**

その他、時点修正や文言修正等を行う。

- ・被災者生活再建支援法の改正（令和2年12月4日施行）に伴う、被災者生活再建支援金支給計画の対象世帯の追加

**3. パブリックコメントの実施について**

- (1) 実施期間：令和4年5月13日～6月13日
- (2) 周知方法：市ホームページ、市政だより、市公式LINE、報道連絡等
- (3) 配架先：市ホームページ、担当課窓口、各種公共施設等
- (4) 提出方法：持参、郵送、FAX、電子メール、市民の声投書箱
- (5) その他：意見に対する回答については後日、市ホームページで公表

**4. 今後の予定**

予 定 日	内 容
5月10日	報告「改定初案」：総務常任委員会
5月13日～6月13日予定	パブリックコメントによる意見募集
7月12日予定	報告「提出意見等及び市の考え方、最終案」：総務常任委員会
7月下旬	宇治市防災会議

# 新旧対照表

一般対策編 P. 1 ~ P. 5

震災対策編 P. 6 ~ P. 7

---

追加・修正 資料

---

資料編 P. 8 ~ P. 11

資料 1 - 1 2 避難施設一覧

資料 2 - 4 7 一般的事象における避難情報の発令の判断基準（河川の氾濫）

資料 2 - 4 8 土砂災害警戒区域における避難情報の発令の判断

資料 2 - 5 3 警戒レベルと防災気象情報の関係

一般対策編 新旧対照表

編	章	節	改定前	改定後	改定理由
第2編 災害予防計画	第2章 災害に強い 宇治市づくり	第1節 水害の予防	<p>4. 国及び府管理河川にかかる洪水浸水想定区域</p> <p>(3) 洪水浸水想定区域内にある地下施設及び要配慮者利用施設 (省略)</p> <p>イ. 避難確保計画及び浸水防止計画 (省略)</p> <p>ウ. 避難訓練の実施 洪水浸水想定区域内にある要配慮者利用施設で、市長が必要と認める施設の所有者又は管理者は、作成した避難確保計画に基づき、避難訓練を実施する。</p> <p>エ. 市の責務 市は避難確保計画の重要性を認識してもらうため、施設管理者等に対し、防災意識の向上を図ると共に、施設の避難確保計画の作成及び避難訓練の実施について、事業所の業態、規模等の実態に即した支援を行う。</p> <p>また、施設の所有者又は管理者が、イの避難確保計画を作成していない場合は、その所有者又は管理者に対し必要な指示を行い、所有者又は管理者が正当な理由なくその指示に従わないときは、その旨を公表することができる。</p>	<p>4. 国及び府管理河川にかかる洪水浸水想定区域</p> <p>(3) 洪水浸水想定区域内にある地下施設及び要配慮者利用施設 (省略)</p> <p>イ. 避難確保計画及び浸水防止計画 (省略)</p> <p>ウ. 避難訓練の実施 洪水浸水想定区域内にある要配慮者利用施設で、市長が必要と認める施設の所有者又は管理者は、作成した避難確保計画に基づき、避難訓練を実施し、市長に報告する。</p> <p>エ. 市の責務 市は避難確保計画の重要性を認識してもらうため、施設管理者等に対し、防災意識の向上を図ると共に、<b>イおよびウについて、市長は助言・勧告を行うことができ、</b>事業所の業態、規模等の実態に即した支援を行う。</p> <p>また、施設の所有者又は管理者が、イの避難確保計画を作成していない場合は、その所有者又は管理者に対し必要な指示を行い、所有者又は管理者が正当な理由なくその指示に従わないときは、その旨を公表することができる。</p>	水防法改正に係る修正

## 一般対策編 新旧対照表

編	章	節	改定前	改定後	改定理由
第2編 災害予防計 画	第2章 災害に強い 宇治市づく り	第4節 土砂災害対 策	<p>1. 河川又は山林等の砂防事業及び土石流対策</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施 (省略)</p> <p>イ. 避難確保計画及び浸水防止計画 (省略)</p> <p>ウ. 避難訓練の実施 洪水浸水想定区域内にある要配慮者利用 施設で、市長が必要と認める施設の所有 者又は管理者は、作成した避難確保計画 に基づき、避難訓練を実施する。</p> <p>エ. 市の責務 市は避難確保計画の重要性を認識して もらうため、施設管理者等に対し、防災 意識の向上を図ると共に、施設の避難確 保計画の作成及び避難訓練の実施につい て、事業所の業態、規模等の実態に即し た支援を行う。 また、施設の所有者又は管理者が、 イの避難確保計画を作成してない場合 は、その所有者又は管理者に対し必要 な指示を行い、所有者又は管理者が正 当な理由なくその指示に従わないとき は、その旨を公表することができる。</p>	<p>1. 河川又は山林等の砂防事業及び土石流対策</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施 (省略)</p> <p>イ. 避難確保計画及び浸水防止計画 (省略)</p> <p>ウ. 避難訓練の実施 洪水浸水想定区域内にある要配慮者利用 施設で、市長が必要と認める施設の所有 者又は管理者は、作成した避難確保計画 に基づき、避難訓練を実施し、市長に報 告する。</p> <p>エ. 市の責務 市は避難確保計画の重要性を認識して もらうため、施設管理者等に対し、防災 意識の向上を図ると共に、<b>イおよびウに ついて、市長は助言・勧告を行うことが でき、</b>事業所の業態、規模等の実態に即 した支援を行う。 また、施設の所有者又は管理者が、イの 避難確保計画を作成してない場合は、その 所有者又は管理者に対し必要な指示を行 い、所有者又は管理者が正当な理由なくそ の指示に従わないときは、その旨を公表す ることができる。</p>	土砂災害防止法改 正に係る修正

## 一般対策編 新旧対照表

編	章	節	改定前	改定後	改定理由
第3編 応急対策計画	第11章 避難誘導計画	第1節 (改定前) 避難勧告等の発令 (改定後) <b>避難指示</b> 等の発令	<p>(略)</p> <p>2. 避難の対象及び基準 (略)</p> <p>(2) 基準 避難指示(緊急)、避難勧告、避難準備・高齢者等避難開始の3段階の発令基準等を下表に定める。 なお、近年の集中豪雨等では、瞬間的に局地的な被害が発生する可能性があるため、状況によっては、以下の基準にこだわらず、今後の雨量予測の値を考慮することとする。</p> <p>〔(警戒レベル3) 避難準備・高齢者等避難開始の基準及び発表時の状況と住民に求める行動〕 (表省略)</p> <p>〔(警戒レベル4) 避難勧告の基準及び発表時の状況と住民に求める行動〕 (表省略)</p> <p>〔(警戒レベル4) 避難指示(緊急)の基準及び発表時の状況と住民に求める行動〕 (表省略)</p> <p>〔(警戒レベル5) 災害発生情報の基準及び発表時の状況と住民に求める行動〕 (表省略)</p> <p>(以下、省略)</p>	<p>(略)</p> <p>2. 避難の対象及び基準 (略)</p> <p>(2) 基準 <b>避難指示、高齢者等避難</b>の2段階の発令基準等を下表に定める。 なお、近年の集中豪雨等では、瞬間的に局地的な被害が発生する可能性があるため、状況によっては、以下の基準にこだわらず、今後の雨量予測の値を考慮することとする。</p> <p>〔(警戒レベル3) <b>高齢者等避難</b>の基準及び発表時の状況と住民に求める行動〕 (表省略)</p> <p>〔(警戒レベル4) <b>避難指示</b>の基準及び発表時の状況と住民に求める行動〕 (表省略)</p> <p><b>表含め削除</b></p> <p>〔(警戒レベル5) <b>緊急安全確保</b>の基準及び発表時の状況と住民に求める行動〕 (表省略)</p> <p>(以下、省略)</p>	災害対策基本法改正に係る修正
一般対策編			一般対策編に記載の避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示(緊急)、災害発生情報は災害対策基本法改正後の避難情報の名称にそれぞれ改める。	避難準備・高齢者等避難開始 → 高齢者等避難 避難勧告、避難指示(緊急) → 避難指示 災害発生情報 → 緊急安全確保	

一般対策編 新旧対照表

編	章	節	改定前	改定後	改定理由
第3編 応急対策計画	第13章 特に配慮を必要とする人たちの安全確保	第4節 避難行動要支援者の支援	<p>市は災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要す者（以下「避難行動要支援者」という。）に対する避難行動要支援者に対する支援対策を講じ、その取組みについては、町内会、自治会、自主防災組織、民生・児童委員、地域支援者等避難支援等の関係者と連携し、協力体制の構築を図り、「市民と行政等が一体となった防災体制」の確立を目指す。</p>	<p>市は災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要す者（以下「避難行動要支援者」という。）に対する<b>個別避難計画の作成などの</b>支援対策を講じ、その取組みについては、町内会、自治会、自主防災組織、民生・児童委員、地域支援者等避難支援等の関係者と連携し、協力体制の構築を図り、「市民と行政等が一体となった防災体制」の確立を目指す。</p>	被災者生活再建支援法改正に係る修正

一般対策編 新旧対照表

編	章	節	改定前	改定後	改定理由
第4編 災害復旧計画	第2章 市民の生活確保	第10節 被災者生活 再建支援金 支給計画	<p>(略)</p> <p>2. 対象世帯 (1) 1の対象災害により住宅が全壊又は大規模半壊した世帯</p> <p>(略)</p> <p>6 7</p> <p>3. 支給金額 (略)</p> <p>(2) 加算支援金 ア. 住宅を建設又は購入する世帯200万円 (単数世帯150万円) イ. 住宅を補修する世帯100万円 (単数世帯75万円) ウ. 住宅を補修する世帯100万円 (単数世帯75万円)</p>	<p>(略)</p> <p>2. 対象世帯 (1) 1の対象災害により住宅が全壊、<b>大規模半壊又は中規模半壊</b>した世帯</p> <p>(略)</p> <p>3. 支給金額 (略)</p> <p>(2) 加算支援金 ① <b>全壊世帯、大規模半壊世帯</b> ア. 住宅を建設又は購入する世帯200万円 (単数世帯150万円) イ. 住宅を補修する世帯100万円 (単数世帯75万円) ウ. 住宅を補修する世帯100万円 (単数世帯75万円) ② <b>中規模半壊世帯</b> ア. 住宅を建設又は購入する世帯100万円 (単数世帯75万円) イ. 住宅を補修する世帯50万円 (単数世帯37.5万円) ウ. 住宅を補修する世帯25万円 (単数世帯18.75万円)</p>	被災者生活再建支援法改正に係る修正



## 震災対策編 新旧対照表

編	章	節	改定前	改定後	改定理由
第3編 応急対策計画	第11章 特に配慮を必要とする人達の安全確保	第4節 避難行動要支援者の支援	<p>市は災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要す者（以下「避難行動要支援者」という。）に対する避難行動要支援者に対する支援対策を講じ、その取組みについては、町内会、自治会、自主防災組織、民生・児童委員、地域支援者等避難支援等の関係者と連携し、協力体制の構築を図り、「市民と行政等が一体となった防災体制」の確立を目指す。</p>	<p>市は災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要す者（以下「避難行動要支援者」という。）に対する<b>個別避難計画の作成などの</b>支援対策を講じ、その取組みについては、町内会、自治会、自主防災組織、民生・児童委員、地域支援者等避難支援等の関係者と連携し、協力体制の構築を図り、「市民と行政等が一体となった防災体制」の確立を目指す。</p>	被災者生活再建支援法改正に係る修正

## 震災対策編 新旧対照表

編	章	節	改定前	改定後	改定理由
第4編 災害復旧計画	第2章 市民の生活確保	第13節 被災者生活 再建支援金 支給計画	<p>(略)</p> <p>2. 対象世帯 (1) 1の対象災害により住宅が全壊又は大規模半壊した世帯</p> <p>(略)</p> <p>3. 支給金額 (略)</p> <p>(2) 加算支援金 ア. 住宅を建設又は購入する世帯200万円(単数世帯150万円) イ. 住宅を補修する世帯100万円(単数世帯75万円) ウ. 住宅を補修する世帯100万円(単数世帯75万円)</p>	<p>(略)</p> <p>2. 対象世帯 (1) 1の対象災害により住宅が全壊、<b>大規模半壊又は中規模半壊</b>した世帯</p> <p>(略)</p> <p>3. 支給金額 (略)</p> <p>(2) 加算支援金 <b>① 全壊世帯、大規模半壊世帯</b> ア. 住宅を建設又は購入する世帯200万円(単数世帯150万円) イ. 住宅を補修する世帯100万円(単数世帯75万円) ウ. 住宅を補修する世帯100万円(単数世帯75万円) <b>② 中規模半壊世帯</b> ア. 住宅を建設又は購入する世帯100万円(単数世帯75万円) イ. 住宅を補修する世帯50万円(単数世帯37.5万円) ウ. 住宅を補修する世帯25万円(単数世帯18.75万円)</p>	被災者生活再建支援法改正に係る修正

## 資料1-2 避難施設一覧

### 2. 指定避難所・空地関係

地区班	開設 順位	施設名	収容人数		所在地	備考	洪水時 避難所	土砂災 区域
			施設分	空地				
笠取小	2	宇治市総合野外活動センター (アクト/ビル宇治)	304	3,050	西笠取辻出川西1		○	√
			593		炭山乾谷 7-7	民間施設	○	
笠取第二小	2	京都芸術高等学校炭山体育館	170	630	木幡檜尾 47-1		○	
			330		木幡東中 10-2		○	
			250		木幡陣ノ内 1			
木幡小	3	コミュニケーションクラブこはた館	100		木幡河原 3-12			
			200		木幡河原 5-5			
御蔵山小	2	東宇治高等学校	410	10,000	木幡平尾 43-2	府立施設	○	
			1,300	33,109	五ヶ庄三番割 25-1		○	
宇治小	2	黄葉体育館(黄葉公園)	430	8,600	五ヶ庄五雲峰 4-1	府立施設	○	√
			300		五ヶ庄三番割 36-5		○	√
南部小	3	お茶と宇治のまち交流館 (お茶と宇治のまち歴史公園)	63	873	菟道丸山 203-1			
			210	850	五ヶ庄梅林官有地		○	
岡屋小	3	東宇治幼稚園	200		木幡内畑 34-7			
			486		宇治東内 40-8-2	民間施設	○	
菟道小	3	ゆめりあじ	60		宇治里尻 5-9		※	
			140		宇治善法 116-2		○	
			170		宇治善法 31		○	
			300		宇治善法 110-1		○	
			5,710		折居台 1丁目 1		○	
菟道第二小	3	生涯学習センター	200		折居台 1丁目 1		○	
			190	360	宇治野神 57		○	
			240		宇治式番 84-10		○	
			400		宇治琵琶 45-14		○	
			670	13,940	広野町八軒屋谷 33-1	民間施設	○	√
大開小	2	立命館宇治中学校・高等学校	260	2,070	広野町丸山 10	府立施設	○	
			200		広野町寺山 17-403		○	
大久保小	3	南宇治コミュニケーションセンター	300		大久保町上丸山 42-3		○	
			230		槇島町大川原 27-5			
北槇島小	2	京都文教学園宇治キャンパス	1,010	5,740	槇島町千足 80	民間施設	※	
			1,500	12,750	小倉町蓮池 20-1		※	
北小倉小	3	西小倉コミュニケーションセンター	240		小倉町南堀池 107-1			
			270		伊勢田町遊田 69			
南小倉小	2	城南菱創高等学校	840	8,680	小倉町南堀池	府立施設	※	
			380		小倉町西畑 13		○	
小倉小	3	小倉公民館	180		小倉町寺内 91			
			138		大久保町西ノ端 1-25			
西大久保小	3	大久保保育所	280		大久保町旦掠 25		○	
			140	490	大久保町山ノ内 3			
計		城南勤労者福祉会館	203		伊勢田町新中ノ荒 21-8	府立施設	※	
			19,567	101,142				

注 ・ 洪水時避難所欄の○印は「洪水浸水想定区域外にある避難所」、

※印は「洪水浸水想定区域内にある3階建て以上の避難所であり、洪水時は垂直避難（最上階への避難）が可能な施設」を意味する。

・ 土砂災害区域欄の√印は「土砂災害（特別）警戒区域内にあり、土砂災害発生の危険がある場合、使用を制限する避難所」を意味する。

一般的事象における避難情報の発令判断基準(河川の氾濫)

警戒レベル	宇治市・住民に求める行動	水位危険度レベル	水位	洪水予報指定河川	水防警報指定河川		左記以外の 中小河川、内水 天ヶ瀬ダム	
				淀川ダム統 合管理事務 所 宇治川 (横尾山)	淀川河川 事務所 木津川 (加茂)	水位周知指定河川		山城北土木事務所
5	緊急安全確保	5	氾濫の発生	〇〇川氾濫情報 ・堤防が決壊				・近隣で浸水が床上に 及んでいる。
			計画高水位	9.01m	4.11m	4.50m	5.28m	5.30m
4	避難が間に合わない住民は 命を守る行動をとる	4 (危険)	氾濫危険水位	〇〇川氾濫危険情報 ・堤防が決壊につながるような大量の漏水や亀裂等発見 ・樋門、水門等の施設状況(水門が閉まらない等の事故)				・排水先の河川の水位 が高くなり内水ポンプ の運転停止、水門閉 鎖 ・天ヶ瀬ダムの計画規 模を超える洪水時の 操作を行うが確認
			避難判断水位	3.60m	6.00m	3.50m	2.40m	3.50m
3	避難指示の発令 住民は避難完了	3 (警戒)	氾濫注意水位	〇〇川氾濫警戒情報 ・堤防が決壊につながるような漏水等の発見				・近隣で浸水拡大 ・排水先の河川の水位 が高くなり、ポンプの 運転停止水位に到着 することが見込まれ る。
			水防団待機水位	3.00m	4.50m	2.00m	2.20m	2.20m
2	高齢者等避難の発令 水防団出動 要配慮者は避難開始	2 (注意)	水防団待機水位	〇〇川氾濫注意情報				・近隣での浸水や、河 川の増水、当該地域 の降雨状況や降雨予 測などにより浸水の危 険が高い
			水防団待機水位	2.00m	2.50m	1.30m	1.20m	1.80m
1	水防団待機	1	水防団待機水位	水防警報				

資料2-47 一般的事象における避難情報の発令の判断基準(河川の氾濫)

土砂災害警戒区域における避難情報の発令の判断基準

警戒レベル	避難情報	気象情報	京都府土砂災害警戒情報システム	近隣での前兆現象
5	緊急安全確保			土砂災害が発生
4	避難指示	土砂災害警戒情報	予想で土砂災害警戒情報発表基準を超過	前兆現象(山鳴り、湧き水、地下水の濁り、溪流の水量変化等)の発見
3	高齢者等避難	大雨警報(土砂災害)	実況または予想で大雨警報発表基準の土壌雨量指数を超過	

京都府土砂災害監視システムにおける避難勧告等の発令の判断基準

・警戒避難基準(CL:クリティカルライン)

【山城中部ブロック】

$$Y = -0.22X + 72.0 \quad (X \leq 257)$$

$$Y = 15 \quad (X > 257)$$

ここに、Y:時間雨量、X:実効雨量

- ・危険度レベル1:2時間後の予測値がCLを超える場合
- ・危険度レベル2:1時間後の予測値がCLを超える場合
- ・危険度レベル3:CLを超えた場合



警戒レベル	状況	住民が取るべき行動	行動を促す情報(避難情報等)
5	災害発生又は切迫	命の危険直ちに安全確保!	緊急安全確保 (必ず発令されるものではない)
4	災害のおそれ高い	危険な場所から全員避難	避難指示 (令和3年の災対法改正以前の避難勧告のタイミングで発令)
3	災害のおそれあり	危険な場所から高齢者等は避難※	高齢者等避難
2	気象状況悪化	自らの避難行動を確認する	洪水、大雨、高潮注意報
1	今後気象状況悪化のおそれ	災害への心構えを高める	早期注意情報

<警戒レベル4までに必ず避難!>

市町村は、警戒レベル相当情報の他、暴風や日没の時刻堤防や樋門等の施設に関する情報なども参考に、総合的に避難指示等の発令を判断する

警戒レベル相当情報	住民が自ら行動をとる際の判断に参考となる防災気象情報				
	洪水等に関する情報			土砂災害に関する情報 (下段：土砂災害の危険度分布)	高潮に関する情報
	水位情報がある場合 (下段：国管理河川の洪水の危険度分布※1)	水位情報がない場合 (下段：洪水警報の危険度分布)	内水氾濫に関する情報		
5相当	氾濫発生情報 (危険度分布：黒 (氾濫している可能性))	大雨特別警報(浸水害)※2		大雨特別警報(土砂災害)	高潮氾濫発生情報※3
4相当	氾濫危険情報 (危険度分布：紫 (氾濫危険水位超過相当))	危険度分布：うす紫 (非難コシ線)※4	内水氾濫危険情報 (水位周知下水道において発表される情報)	土砂災害警戒情報 (危険度分布：うす紫 (非難コシ線)※4)	高潮特別警報※5 高潮警報※5
3相当	氾濫警戒情報 (危険度分布：赤 (避難判断水位超過相当))	洪水警報 (危険度分布：赤 (警戒))		大雨警報(土砂災害) (危険度分布：赤 (警戒))	高潮警報に切り替える可能性に言及する高潮注意報
2相当	氾濫注意情報 (危険度分布：黄 (氾濫注意水位超過))	危険度分布：黄 (注意)		危険度分布：黄 (注意)	
1相当					

※高齢者等以外の人も、必要に応じ、普段の行動を見合わせたり、避難の準備をしたり、自主的に避難

上段太字：危険性が高まるなど、特定の条件となった際に発表される情報(市町村に対し関係機関からプッシュ型で提供される情報)  
下段細字：常時、地図上での色表示などにより状況が提供されている情報(市町村が自ら確認する必要がある情報)

- ※1) HP上に公表している国管理河川の洪水の危険度分布(水害リスクライン)では、観測水位等から詳細(左右岸200m毎)の現況水位を推定し、その地点の堤防等の高さと比較することで警戒レベル2～5相当の危険度を表示。
  - ※2) 水位情報がないような中小河川における氾濫は、外水氾濫、内水氾濫のいずれによるものかの区別がつかない場合が多いため、これらをまとめて大雨特別警報(浸水害)の対象としている。
  - ※3) 水位周知海岸において都道府県知事から発表される情報。台風に伴う高潮の潮位上昇は短時間に急激に起こるため、潮位が上昇してから行動しては安全に立退き避難ができないおそれがある。
  - ※4) 「大雨警報(土砂災害)・洪水警報の危険度分布」については、今後技術的な改善を進め、警戒レベル5に相当する情報の新設を行う。それまでの間、危険度分布の「極めて危険(濃い紫)」を、大雨特別警報が発表された際の警戒レベル5の発令対象区域の絞り込みに活用する。
  - ※5) 高潮警報は、高潮により命に危険が及ぶおそれがあると予想される場合に、暴風が吹き始めて屋外への立退き避難が困難となるタイミングも考慮して発表されるため、また、高潮特別警報は、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により高潮になると予想される場合に高潮警報を高潮特別警報として発表するため、両方を警戒レベル4相当情報に位置付けている。
- 注) 本資料では、気象庁が提供する「大雨警報(土砂災害)の危険度分布」と都道府県が提供する「土砂災害危険度情報」をまとめて、「土砂災害の危険度分布」と呼ぶ。

《パブリックコメント》

## 宇治市地域防災計画（改定初案）への意見募集について

～ 市民の皆さんのご意見をお寄せください ～

宇治市地域防災計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）の規定に基づき、宇治市防災会議が策定した計画であり、一般対策編、震災対策編、事故対策編、資料編の4つの編で構成されています。

前回は感染症対応に係る改定や避難情報発令に係る改定等について内容の改定等を行いました。

今回は要配慮者利用施設に係る改定や避難情報の発令に係る改定等について内容の修正を行い、本市の防災・減災対策の向上に取り組んでいくことを目的として、宇治市地域防災計画の改定作業を進めております。

.....

以上のことから、この度「宇治市地域防災計画（改定初案）」を作成いたしましたので、皆さんのご意見をお聞かせください。今後、皆さんのご意見等を考慮して、更なる検討を進めてまいります。

# 宇治市地域防災計画（改定初案）について

## 1. 主な改定項目

- (1) 要配慮者利用施設の報告義務の追記及び対象施設の見直し
- (2) 避難情報の発令基準の改定
- (3) 避難行動要支援者の個別避難計画作成の追記
- (4) 指定避難所の拡充
- (5) その他時点修正等

## 2. 改定の概要

### (1) 要配慮者利用施設の報告義務の追記及び対象施設の見直し

【一般対策編第2編第2章第1節、第4節】  
【資料編資料2-7】

洪水浸水想定区域及び土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設では、これまで避難確保計画の作成（変更も含む）及びその報告並びに避難訓練実施が義務化されているが、水防法及び土砂災害防止法の改正（令和3年7月15日施行）に伴い、新たに市長への訓練実施報告の義務化と、それらの報告に対し市長は必要に応じて助言・勧告を行うことができることを追記する。

また、併せて通院が原則であると見込まれる診療所及び歯科診療所は実態に応じて削除するなど、対象施設の見直しを行う。

### (2) 避難情報の発令基準の改定

【一般対策編第3編第11章第1節】  
【資料編資料2-47、2-48、2-53】

災害対策基本法の改正（令和3年5月20日施行）に伴い、避難情報の避難勧告と避難指示（緊急）が避難指示に一本化されたことから、避難指示の発令は、これまでの避難勧告の発令基準で発令する。また、「避難情報に関するガイドライン」に合わせて避難情報を修正する。





**(3) 避難行動要支援者の個別避難計画作成の追記****【一般対策編第3編第13章第4節】****【震災対策編第3編第11章第4節】**

災害対策基本法の改正（令和3年5月20日施行）に伴い、避難行動要支援者の個別避難計画の作成について、市町村の努力義務とされたことから、新たに文言を追記する。

**(4) 指定避難所の拡充****【資料編資料1-2】**

令和3年8月21日にオープンした『お茶と宇治のまち交流館（お茶と宇治のまち歴史公園）』を指定避難所（土砂災害、地震を想定）として新たに指定する。

地区班	開設 順位	施設名	収容人数		所在地	備考	洪水時 避難所	土砂災 区域
			施設分	空地				
南部小	3	お茶と宇治のまち交流館（お茶と宇治のまち歴史公園）	63	873	菟道丸山203-1			

**(5) その他時点修正等****【一般対策編第4編第2章第10節】****【震災対策編第4編第2章第13節】**

その他、時点修正や文言修正等を行う。

- ・被災者生活再建支援法の改正（令和2年12月4日施行）に伴う、被災者生活再建支援金支給計画の対象世帯の追加

# ご意見等の募集

## 第1 意見等を提出できる方

- (1) 宇治市に在住、在勤、在学者
- (2) 宇治市の区域内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体
- (3) 宇治市に対して納税義務を有する個人及び法人
- (4) 前各号に掲げるもののほか、本計画改定初案に利害関係を有するもの

## 第2 提出の方法

書面に氏名、住所、ご意見等をご記入のうえ、下記の提出先のいずれかへ提出してください。その際の書面につきましては、別紙の意見等記入用紙以外の用紙に記入していただいても結構です。

## 第3 提出先

- (1) 持 参 : 危機管理室 (うじ安心館3階)
- (2) 郵 便 : 〒611-8501 (住所省略可) 宇治市 危機管理室 宛
- (3) ファクシミリ : 0774-39-9422
- (4) 電子メール : kikikanri@city.uji.kyoto.jp

## 第4 募集期間

令和4年5月13日(金)から令和4年6月13日(月)まで

## 第5 お問い合わせ先

本計画等に関するお問い合わせは、危機管理室までお願いします。

また、パブリックコメントのご案内及び「宇治市地域防災計画(改定初案)」は、宇治市ホームページにも掲載しております。

電話番号 : 0774-39-9421 (危機管理室直通)

提出されたご意見等、住所、氏名等については本市個人情報保護条例に基づき、適正に管理いたします。意見募集結果の公表に際して、ご意見等以外に記載された内容(住所・氏名等)については公表いたしません。また、お寄せいただいたご意見等に対する個別の回答はいたしませんので、あらかじめご了承ください。

お寄せいただきましたご意見等の取りまとめの結果及びご意見等に対する回答につきましては、後日宇治市ホームページに公表予定です。

## 「宇治市地域防災計画（改定初案）」に対する意見等記入用紙

住所（※必須） （法人等は所在地）	〒      ー		
ふりがな			
氏名（※必須） （法人等は名称及び代表者氏名）			
該当するものに○ （※必須）	①在住、在勤、在学	②市内に事務所を有する法人・個人等	
	③納税義務者	④その他利害関係を有するもの	
意見等記入欄			

- 必須項目については、必ず記入してください。また、ご意見等の内容を確認させていただく場合があります。
- 意見等記入欄が足りないときは、別紙を添付してください。
- 提出されたご意見等、住所、氏名等については本市個人情報保護条例に基づき、適正に管理いたします。
- 意見募集結果の公表に際して、ご意見等以外に記載された内容（住所・氏名等）については公表いたしません。

### 提出先

持 参：危機管理室（うじ安心館3階）まで

郵 便：〒611-8501（住所省略可）宇治市危機管理室 宛

F A X：0774-39-9422

E-Mail：kikikanri@city.uji.kyoto.jp